

## 障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業費補助金及び ICT 導入モデル事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害福祉サービス事業所等におけるロボット等及び ICT の活用を支援することで、職員の負担軽減や利用者支援の質の向上を推進するため、障害福祉サービス事業者等がロボット等及び ICT を導入する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和 45 年神奈川県規則第 41 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 障害福祉サービス事業者 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービス事業を行う者をいう。
- (2) 障害者支援施設事業者 法第 5 条第 1 項に規定する施設障害福祉サービスの事業を行う者をいう。
- (3) 障害児支援事業者 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 2 の 2 第 1 項に規定する障害児通所支援事業又は同法第 7 条第 2 項に規定する障害児入所支援を行う者をいう。
- (4) 相談支援事業者 法第 5 条第 18 項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業又は児童福祉法第 6 条の 2 の 2 第 7 項に規定する障害児相談支援事業を行う者をいう。
- (5) 障害福祉サービス事業者等 第 1 号から前号までのいずれかに該当する事業者を総称する。
- (6) 共同生活援助事業者 第 1 号の障害福祉サービス事業者のうち、法第 5 条第 17 項に規定する共同生活援助を行う者をいう。
- (7) 居宅介護事業者 第 1 号の障害福祉サービス事業者のうち、法第 5 条第 2 項に規定する居宅介護を行う者をいう。
- (8) 重度訪問介護事業者 第 1 号の障害福祉サービス事業者のうち、法第 5 条第 3 項に規定する重度訪問介護事業を行う者をいう。
- (9) 短期入所事業者 第 1 号の障害福祉サービス事業者のうち、法第 5 条第 8 項に規定する短期入所事業を行う者をいう。
- (10) 重度障害者等包括支援事業者 第 1 号の障害福祉サービス事業者のうち、法第 5 条第 9 項に規定する重度障害者等包括支援事業を行う者をいう。

(11) 障害児入所施設事業者 児童福祉法第 42 条に規定する障害児入所施設において児童福祉法第 24 条の 2 に規定する障害児入所支援を行う者をいう。

(12) 障害者支援施設 法第 5 条第 11 号に規定する障害者支援施設をいう。

(補助の対象)

第 3 条 補助の対象とする事業（以下「補助事業」という。）及び補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) ロボット等導入支援事業

ア 内容 知事の指定を受けた障害者支援施設事業者、共同生活援助事業者、居宅介護事業者、重度訪問介護事業者、短期入所事業者、重度障害者等包括支援事業者又は障害児入所施設事業者が、その指定を受けた事業所又は施設（以下「事業所等」という。）においてロボット等（障害福祉分野のロボット等導入支援事業（令和 4 年度第二次補正予算分）実施要綱（令和 5 年 2 月 16 日付け障発 0216 第 3 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定する介護ロボット等）を導入する事業とする。

イ 補助対象経費 補助事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入に係るものに限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の購入又はリースに係るもの限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）並びに役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）とし、1 機器当たり 10 万円以上（役務費を除く。）の機器を対象とする。なお、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

(2) ICT 導入モデル事業

ア 内容 知事の指定を受けた障害福祉サービス事業者等が、その指定を受けた事業所等において ICT（令和 4 年度障害福祉分野の ICT 導入モデル事業実施要綱（令和 5 年 2 月 16 日付け障発 0216 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に規定するもの）を導入する事業とする。ただし、経済産業省が実施する「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」による補助を受けて実施する事業を除く。

イ 補助対象経費 補助事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料並びに備品購入費（いずれも ICT の導入に係るもの限り、当該年度末までの費用を限度額とする。）とし、当該事業に要する経費から国庫支出金、起債額及びその他の特定財源を控除した額に対して交付するものとする。

(補助額の算定方法)

第 4 条 補助金の交付額は、別表の第 1 欄に定める区分ごとに次により算出された額の合計額とする。

(1) 施設又は事業所ごとに、別表の第 2 欄に定める基準額と第 3 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他収入額を控除した額と比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1) により選定された額に第 4 欄の補助率を乗じて得た額の範囲内の額を補助額と

する。

(3) ロボット等導入支援事業については、機器1台当たりの基準額の上限を30万円とする。ただし、「移乗介護」又は「入浴支援」のいずれかの場面において使用するロボット等については、機器1台当たりの基準額の上限を100万円とする。

- 2 補助額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 障害者支援施設事業者等が一つの施設・事業所において、法第2条第1号及び第5号から第10号までの施設障害福祉サービス事業、障害福祉サービス事業又は障害児入所支援の指定を複数受けている場合は、1施設・事業所として補助上限額を適用するものとする。  
(申請書の提出期日等)

第5条 規則第3条第1項の規定による障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業費補助金及びICT導入モデル事業費補助金交付申請書(第1号様式)の提出期日は、別に定める日とする。

- 2 規則第3条第2項第4号の規定による申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
  - (1) 事業計画書
  - (2) 補助対象経費に係る見積書又は価格表等積算資料
  - (3) 導入機器等のカタログ等
  - (4) その他必要な書類

3 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(暴力団排除)

第6条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
  - (2) 代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者がある法人
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことにつ

いて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第7条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分の変更をしようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

ア 事業執行上の入札減などによる補助対象経費の減

イ 事業計画の内容及び申請時の仕様を損なわない範囲で補助額の増額を伴わずに上位機種への変更又は仕様の上乗せをすること。

- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、速やかに知事の承認を受けなければならない。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

- (4) ロボット等又は ICT の導入前後の影響について客観的な評価指標を定めて測定し、その導入効果を、別に定めるところにより知事に報告しなければならない。

- (5) 他の障害者支援施設業者等におけるロボット等又は ICT の導入の参考に資するよう、導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表しなければならない。

- (6) ICT 導入モデル事業を実施する者にあつては、別に開催を通知する研修を受講しなければならない。なお、ロボット等導入支援事業を実施する者にあつても、当該研修を受講するよう努めること。

- (7) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(変更の承認)

第8条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合は、障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業及び ICT 導入モデル事業変更（中止、廃止）承認申請書（第2号様式）に変更の内容及び理由又は中止、廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(申請の取下げのできる期間)

第9条 規則第7条第1項の規定により申請の取下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第10条 規則第10条の規定による状況報告は、障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業及び ICT 導入モデル事業実施状況報告書（第3号様式）により、別に定める期

日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 規則第12条の規定による実績報告は、障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業及び ICT 導入モデル事業実績報告書（第4号様式）に次の書類を添えて、事業完了の日から20日を経過した日までに行わなければならない。

- (1) 事業結果報告書
- (2) 収支決算書又は収支を証する書類
- (3) 導入機器等の写真など導入を証するもの
- (4) その他必要な書類

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、消費税仕入控除税額報告書（第5号様式）により、速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部又は一支社及び一支所等であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

2 知事は、前項の報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条ただし書の規定により知事が定める期間並びに同条第2号及び第3号の規定により、知事が定める財産の種類は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第一から別表第六までの上欄に掲げる種類ごとに、最下欄の耐用年数を経過する日までの期間とする。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類（以下「証拠書類等」という。）は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。ただし、前条に定める期間を経過していないものにあつては、当該期間を満了するまで保存しなければならない。

3 補助事業者が前項に規定する証拠書類等の保存期間が満了しない間に解散する場合は、

その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

（届出事項）

第15条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- （1） 主たる事務所の所在地、法人名又は代表者を変更したとき。
- （2） 補助金の支払を受ける口座を変更したとき。

別表

1 事業名	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
ロボット等導入支援事業	施設等の種類毎の基準額 ・ 障害者支援施設 1 施設あたり 210 万円 ・ グループホーム 1 事業所あたり 150 万円 ・ その他事業所 1 事業所あたり 120 万円  ロボット等の種別毎の基準額	障害福祉分野のロボット等導入支援事業の実施に必要な備品購入費（ロボット等の購入費用に限る。）、使用料及び賃借料（ロボット等の使用に要する費用に限る。）、役務費（ロボット等の初期設定に要する費用に限る。）	3 / 4
ICT 導入モデル事業	1 施設又は事業所あたり 100 万円	ICT 導入モデル事業の実施に必要な工事費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	3 / 4

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 23 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 4 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

（元号） 年度障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業費補助金  
及び ICT 導入モデル事業費補助金交付申請書

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地

法人名

代表者職氏名

（元号） 年度 

障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業
障害福祉サービス事業所等 ICT 導入モデル事業
（該当する方を○で囲む。）

 について、

補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

- 1 目的及び内容
- 2 事業着手予定日（機器の購入又はリースに係る契約の締結日）
- 3 事業完了予定日（機器の設置完了日）
- 4 交付申請額
- 5 交付申請額の算出方法
- 6 経費の配分及び経費の使用方法

申請責任者氏名	連絡先
申請担当者氏名	連絡先



第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

申請者 所在地  
法人名  
代表者職氏名

（元号） 年度障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業及び ICT  
導入モデル事業変更（中止、廃止）承認申請書

（元号） 年 月 日付けで交付決定を受けた

障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業  
障害福祉サービス事業所等 ICT 導入モデル事業

を次のとおり変更（中止、廃止）し

（該当する方を○で囲む。）

たいので、関係書類を添えて申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

申請責任者氏名  
申請担当者氏名

連絡先  
連絡先

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

（元号） 年度障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業及び ICT  
導入モデル事業実施状況報告書

（元号） 年 月 日付で交付決定を受けた

障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業補助金

障害福祉サービス事業所等 ICT 導入モデル事業補助金

に係る補助事業の

（該当する方を○で囲む。）

年 月 日現在における実施状況を、次のとおり報告します。

1 補助事業の執行状況

2 補助事業の経費の執行状況

申請責任者氏名

連絡先

申請担当者氏名

連絡先

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

（元号） 年度障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業及び ICT  
導入モデル事業実績報告書

（元号） 年 月 日付で交付決定を受けた

障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業補助金  
障害福祉サービス事業所等 ICT 導入モデル事業補助金

（該当する方を○で囲む。）

に係る補助事業の実績を、

次のとおり報告します。

1 事業実績

2 収支実績

申請責任者氏名

連絡先

申請担当者氏名

連絡先

第5号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

所在地

法人名

代表者職氏名

（元号） 年度消費税仕入控除税額報告書

（元号） 年 月 日付けで交付決定を受けた

障害福祉サービス事業所等ロボット等導入支援事業補助金  
障害福祉サービス事業所等 ICT 導入モデル事業補助金

（該当する方を○で囲む。）

に係る消費税仕入控除税

額について、次のとおり報告します。

1 補助金の額の確定額 金 円  
2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） 有 ・ 無

（2で「無」を選択の場合は以下不要）

3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） 一般課税 ・ 簡易課税

（3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要）

4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 金 円  
5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 金 円  
6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） 金 円

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

申請責任者氏名

連絡先

申請担当者氏名

連絡先